

# 児童扶養手当の振込先に 公金受取口座を活用できます。

マイナポータルに登録された公金受取口座を児童扶養手当の振込先として登録  
できます。

児童扶養手当の新規手続き時や、金融機関の変更時にマイナポータルに登録  
された口座を利用する場合は、キャッシュカードや通帳の写し等が必要ありません。

(注) ただし令和4年10月から12月の間は、自治体における試行運用期間のため、公金受取口座を利用  
される場合も、通帳の写しの提出が必要となります。

**ただし、公金受取口座の利用に当たっては以下の点に御注意ください。**

**・公金受取口座として登録した口座を川崎市が確認できるようになるまでに時間を要する場合があります。その際は児童扶養手当の振込まで時間を要する場合があります。**

(※) 野村信託銀行及び一部漁業協同組合（北海道信用漁業協同組合連合会、福島県信用漁業共同組合連合会等）の口座を登録する場合は、口座登録完了までに1カ月程要することがあるとされています。

**・公金受取口座が確認できない場合や、本人以外の口座が登録されていた場合等は、後日通帳やキャッシュカードの提出をお願いする場合があります。**

**・公金受取口座として登録する口座は、マイナポータル上からいつでも変更することができますが、児童扶養手当の振込先の口座を変更するためには窓口で手続きが必要です。 (※)**

**・公金受取口座として登録された口座の利用をやめた場合も、児童扶養手当の振込先の口座を変更するためには窓口で手続きが必要です。 (※)**

(※) 令和5年4月以降にオンラインで児童扶養手当の振込先口座の変更が出来るようになる予定です。

マイナポータルでの公金受取口座の手続き方法については、デジタル庁ホームページを御確認ください。  
[https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/)